

* 活用しよう住基カード！ *

「住基カード(顔写真付カード)」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書としてさまざまな暮らしの場で活用できます。

※「住基カード」には、「顔写真付カード」と「顔写真なしカード」の2種類があります。

公的な証明書としての活用例

- 銀行口座の新規開設の時
 - パスポートの発行の時
 - 書留郵便の受け取りの時
 - 行政機関の個人情報開示請求の時
 - 戸籍の届出の時
 - ゴルフ場利用税の非課税の証明の時
 - 利子・配当・償還金の受け取りの時
 - 特定口座開設届出書提出の時
 - 外国へ向けての支払いなど特定為替取引の時
 - 高齢者や身障者などの少額預金利子所得非課税の申請の時（高齢者の非課税は平成17年まで）
- ※この他にもさまざまな場面で活用できます。



住基カード見本(顔写真付カード)

「住基カード」で行政サービスが変わります。

行政手続きの活用例

- 住基ネットでのスムーズな本人確認に利用できます。
- 引越しの手続きで窓口に行くのは転入時の一回だけで済みます。
(郵送などによる付記転出届が必要です)
- 全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しが取れます。
(本籍、筆頭者の証明はされません)
- 住基カードに電子証明書を記録することにより、インターネット上から国税の電子申告【e-Tax : イータックス】などができます。(公的個人認証サービス)

※公的個人認証サービスについての詳しいことは、ホームページ(下記)をご覧ください。

<http://www.jpki.go.jp>

「住基カード」は、各庁舎総合窓口課で、交付が受けられます。

- 申請に必要なもの ①印鑑②写真1枚(パスポート用と同じサイズ)③本人確認書類
- 交付手数料 500円

問い合わせ先……北勢庁舎 市民課 ☎72-3513 FAX72-3334
総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/>